

久万高原町農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

(久万高原町)

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧久万町地域

(1) 現況

本地域は、周囲を四国山地の山々に囲まれた仁淀川の支流二名川、久万川、有枝川、直瀬川の4川から成る源流地域にある、純山村地帯である。

標高400m～800mの中山間地帯で4川に面したところは、比較的平地が広がり、全面的に南に傾斜している。水田圃場の整備は旧久万町全域で完了しており、久万高原清流米の名前を付した農産物のブランド化を行っている。これらの優良農地は積極的に保全しつつ、夏秋野菜を中心とした、中山間地域の特性を生かした農業の推進や、農家の高齢化、担い手不足、兼業化が進展するなかで農家相互の補完的機能の発揮により、地域全体として生産性の向上が図られるよう誘導措置を講ずる必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 旧面河村地域

(1) 現況

本地域は、四国の最高峰石鎚山を主峰とする四国山脈を背に西に開けて、1,982mより440mにあつて面河川及びこの支流の割石川及び黒妙川に沿って深い谷間に集落が点在し、急傾斜地域において稲作経営や、地域の立地条件に即した高原野菜の生産が行われている。平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 旧美川村地域

(1) 現況

本地域は、標高 317 m～1,541 m の山間地帯で、地域を縦横に面河川・久万川が多く支流を受けて流れ、その流域に耕地が拓け、そのほとんどが急傾斜地域である。現在の農業は、米を基幹作物としてトマト・ピーマン等の夏秋野菜が栽培され、ハウス施設等の安定的な施設農業を推進しているが、農業従事者の高齢化・後継者不足の問題は深刻化している。平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 旧柳谷村地域

(1) 現況

本地域は、250 m～800 m の山腹の急傾斜地域で、棚田等において稲作経営が行われている。特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
1	【旧久万町】 西之浦地区、ナベラ地区、野地地区、東明神本組中組地区、宮成地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
2	【旧久万町】 房代野区域、永子区域、直瀬仲組区域、下直瀬区域、河之内区域、畑野川岩川区域、宝作区域、西ノ浦区域、高山区域、東明神本組区域、東明神中組区域、宮ノ前区域、帯石区域、上厚区域、西ノ川区域、若宮区域、落合区域、狩場区域 【旧面河村】 杣野区域、本組区域 【旧美川村】 東古味区域、簗川区域、長瀬区域、沢渡区域、黒藤川釣井区域、日野浦本組区域、日野浦藤社区域、日野浦馬門区域、大川豊久区域、大川中通下中下区域 【旧柳谷村】 西谷高野区域	法第3条第3項第2号に掲げる事業
3	【旧久万町】 直瀬段区域・段地区、直瀬大寄区域・東組地区、明杖区域・明杖地区、上田区域・高橋堰地区、縦ノ木区域・縦ノ木地区、横通区域・横通地区、北条皿木区域・北条皿木地区、槇ノ川区域・槇ノ川地区、北村区域・北村地区、中野村区域・中野村地区、中条区域・中条地区、黒沢区域・中条地区、東条区域・中条地区、徳好区域・徳好地区、橋詰区域・橋詰地区 【旧面河村】 栃原区域・中組栃原地区、 【旧美川村】 日野浦大谷区域・日野浦大谷地区 【旧柳谷村】 西村区域・中津地区、窪田区域・中津地区、中田区域・中津地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

別紙

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

（1）対象地域及び対象農用地

1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内及び地域計画の区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 h a 未満の団地であっても、同一の生産組織、生産法人等により農業生産活動が行われている場合など営農上一体性がある場合において複数の団地の合計面積が1 h a 以上であるとき、連担部分が1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 h a 以上であるときは、対象とする。

また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。その際、機能的に一体性を成している農地と畦畔及び法面の地番が異なっている場合においても、農地維持の観点から畦畔及び法面の地番が農業振興地域内の農用地区域であればこれを対象農用地とすることができる。

ア 対象地域

（ア） 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域： 全 域

（イ） 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域：旧川瀬村、旧父二峰村、旧面河村、旧美川村、旧柳谷村

（ウ） 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に

限り、同法附則第 5 条に規定する特別特定市町村（同法附則第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）： 全 域

イ 対象農用地

（ア） 急傾斜農用地については、田 1 / 2 0 以上、畑、草地及び採草放牧地 1 5 度以上。

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

（イ） 緩傾斜農用地については、畑、草地及び採草放牧地 8 度以上 1 5 度未満。

（a） 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担（急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）している場合。

（b） 一団の農用地に急傾斜団地と緩傾斜畑団地が混在する場合。

一団の農用地に急傾斜団地と緩傾斜畑団地が混在し、集落協定を結ぶ上で必要な場合。

（c） 団地に急傾斜田と緩傾斜畑が混在する場合。

1 h a 以上の団地に急傾斜の田と緩傾斜の畑が混在し、集落協定を結ぶ上で必要な場合。

（2）対象者

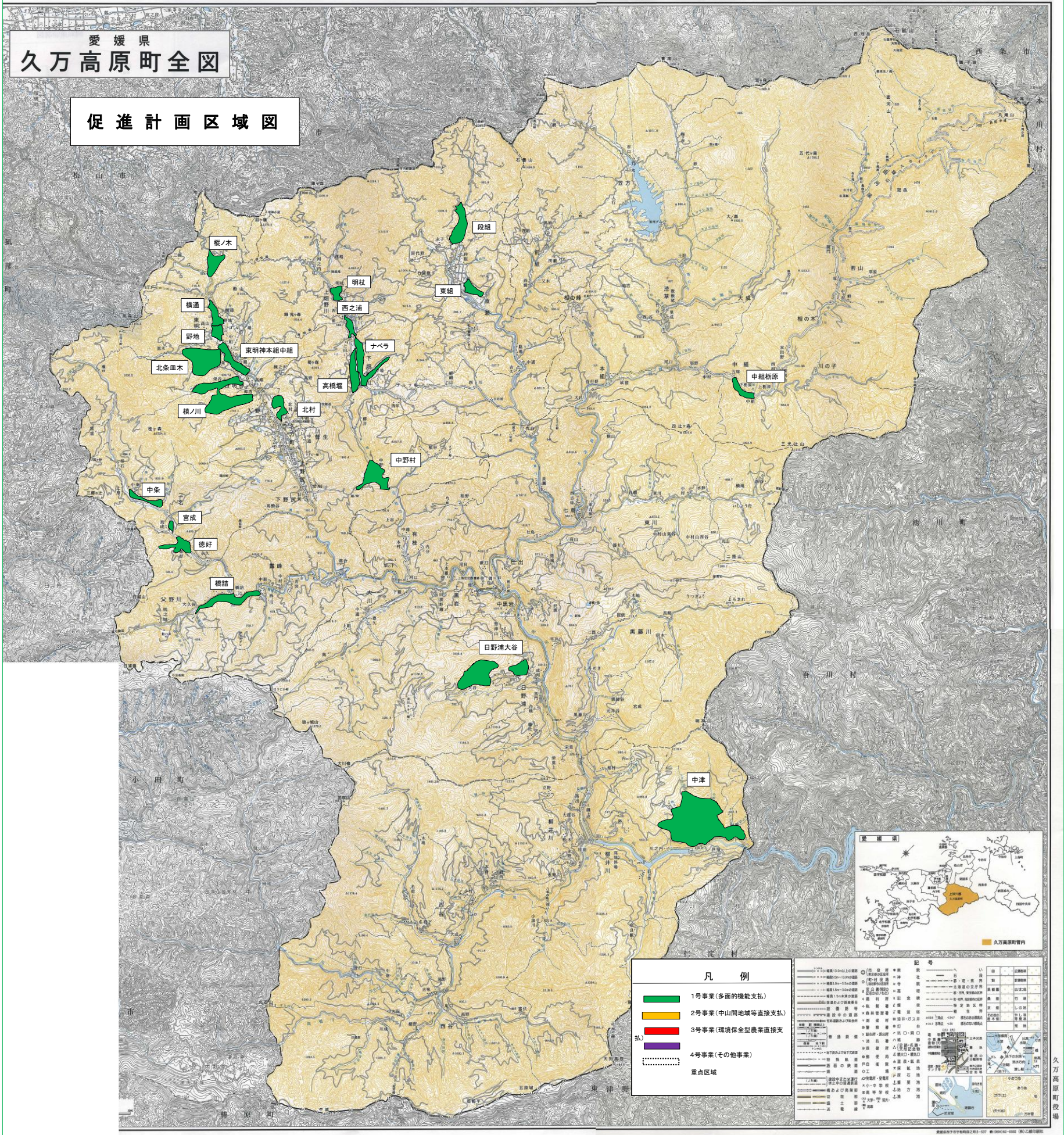
認定農業者に準ずる者とは、「久万高原町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」で定められた者を基本としつつ、これと同様の経営規模、営農類型により地域内で中核的な役割を果たす農業者などで久万高原町長が認めた者とする。

（3）その他必要な事項

1）地目の変更

久万高原町長は、集落協定から協定農用地において、地目の変更について申し出があった場合はその都度受付を行い適正な処理を行うこととする。

ア 地目の変更により勾配区分の変更があった場合、変更後の地目の勾配区分により当該農用地を令和 11 年度まで交付金の対象とする。ただし、あらかじめ集落協定において地目の変更を集落協定書において位置付け、久万高原町長に届け出を行った上で地目変更を行わなければならない。



[illegible]

久万高原町役場